

2017 年（平成 29 年）2 月 16 日

福祉部長

環境都市部長

総合的病院誘致に係るまちづくり条例等の適用について（通知）

2017 年（平成 29 年）1 月 4 日付け、お願いとして文書の送付のありましたこのことについては、平成 29 年 1 月 11 日に開催された第 1 回総合的病院誘致推進本部において次のとおり方向性が確認されましたので、各々の条例において次の条項を適用することとします。なお、条例手続きの適用範囲については、別途協議して定めるものとします。

場 所 逗子市沼間三丁目 6 3 0 - 1 3

面 積 2 2, 3 3 0 m²（登記簿）

所 有 逗子市（普通財産）

選考法人 医療法人社団 葵会

対象事業 上記にて行われる総合的病院建設にかかる開発事業全般

確認された方向性 「まちづくり条例及び良好な都市環境をつくる条例の適用について、国等特例の適用を行うこと。」

適用条項 **逗子市まちづくり条例**

（国等の特例）

第 5 4 条 国及び地方公共団体その他これに準ずる法人で市長が特に認めたもの（以下「国等」という。）が開発事業を実施しようとする場合における第 5 章の規定の適用については、市長と当該国等が協議して定めるものとする。

逗子市の良好な都市環境をつくる条例

（国等の特例）

第 3 2 条 国及び地方公共団体その他これに準ずる法人で市長が特に認めたもの（以下「国等」という。）が開発事業を実施しようとする場合におけるこの条例の規定の適用については、市長と当該国等が協議して定めるものとする。

以上

事務担当は、まちづくり課 上田（内線 462）

「逗子市まちづくり条例」、「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」に規定する
国等の特例の適用及び「逗子市景観条例」の適用について（適用方針）

「逗子市まちづくり条例」及び「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」について

逗子市沼間三丁目630-13で行う総合的病院建設にかかる開発事業(事業者 医療法人社団 葵会)については、平成29年1月11日に開催された第1回総合的病院誘致推進本部において、「まちづくり条例及び良好な都市環境をつくる条例の適用について、国等特例の適用を行うこと。」との方向性が明確に示されたことを受け、逗子市まちづくり条例及び逗子市の良好な都市環境をつくる条例の各々において、次の条項により国等の特例を適用することとする。なお、各条例手続きにおける適用範囲については、別途協議により定める。

適用条項 **逗子市まちづくり条例**

(国等の特例)

第54条 国及び地方公共団体その他これに準ずる法人で市長が特に認めたもの(以下「国等」という。)が開発事業を実施しようとする場合における第5章の規定の適用については、市長と当該国等が協議して定めるものとする。

逗子市の良好な都市環境をつくる条例

(国等の特例)

第32条 国及び地方公共団体その他これに準ずる法人で市長が特に認めたもの(以下「国等」という。)が開発事業を実施しようとする場合におけるこの条例の規定の適用については、市長と当該国等が協議して定めるものとする。

「逗子市景観条例」について

逗子市景観条例の適用については、条例上、特例等の規定はないが、本案件においては、今後都市計画上の用途変更及びそれに併せた地区計画の策定が予定されており、景観法上、地区計画により景観に関する項目(地区整備計画のうち「建築物等の形態又は意匠の制限」等)の規定が存する場合は、届出不要(適用除外)となっている。今回は開発計画とはほぼ同時に地区計画策定作業を行うこととなるため、実務的には地区計画案作成時に景観に対する十分な配慮を内容として盛り込むことで、本市の景観条例及び景観計画で謳う内容は担保されるものと考ええる。

したがって、本件は逗子市まちづくり条例及び逗子市の良好な都市環境をつくる条例において「国等の特例」を適用する事業であることも考慮し、策定予定の地区計画に景観条例に規定する景観審査委員会又は景観審議会の意見を反映させることを前提として景観条例の手続きを一時留保し、地区計画が策定(都市計画決定)された時点で、改めて景観法第16条第7項第10号により適用除外(届出不要)とする。なお、地区計画案の作成に当たっては、同委員会又は審議会の意見聴取について適切な時期や手法を別途調整するものとする。

適用法令 **景観法**

第16条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。(略)

7 次に掲げる行為については、前各項の規定は適用しない。(略)

十 地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。))・中略・内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

以上